わたしたちの未来を託す人を選ぶ大切な選挙です。投票は忘れずに！

2月23日㊐は投票日

山口県知事選挙
山口県議会議員補欠選挙

問選挙管理委員会事務局（☎82-1183）

［投票時間］7:00～20:00（27投票所）

※松ヶ瀬，森広，湯の峠，福田の４投票所は 18 時までです。

期日前投票実施日程

投票日に仕事や用事などの予定があって投票に行けない人は，次のどの場所でも期日前投票ができます。

ところ	期　間	
	山口県知事選挙	山口県議会議員補欠選挙
市役所	2月7日㈮～22日㈯ 8:30～20:00	2月15日㈯～22日㈯ 8:30～20:00
保健センター	2月16日㈰～22日㈯　8:30～20:00	
埴生支所	2月17日㈪～21日㈮　8:30～17:00	

選挙公報

２月 13 日㈭ごろの朝日，毎日，読売，日本経済の各新聞の朝刊に折り込む予定です。新聞未購読の世帯についても同じころにお届けできるように手配します。

山口県議会議員補欠選挙の選挙公報は発行されません。

投票することができる人

次の要件をすべて満たしている人。ただし，投票当日に選挙権がない人は投票できません。

①登録基準日に山陽小野田市に住所を有する人（登録基準日：山口県知事選挙では平成 26 年２月５日。山口県議会議員補欠選挙では平成 26 年２月 13 日）

②平成６年２月 24 日以前に生まれた日本国籍を有する人

③住民票が作成された日から登録基準日までに引き続き，３か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人（他の市区町村から転入した場合は，山口県知事選挙では平成 25 年 11 月５日までに，山口県議会議員補欠選挙では平成 25 年 11 月 13 日までに転入の届出を済ませている人）

代理投票・点字投票

けが等により字を書くことが困難な人は，係員が代わりに投票用紙に記入します。また，重度の視覚障がいがある人は，点字投票ができます。投票所で係員まで申し出てください。

投票入場券

２月４日㈫ごろから郵送する予定です。入場券は１人１枚ですので，封書を開封し，中に入っている入場券の本人の部分を切り離して投票所に持参してください。入場券を紛失したり，忘れたりした場合は，投票所の受付でその旨を申し出てください。再発行の手続きをします。

※入場券が届いても，投票当日に選挙権がない人は投票ができません。

不在者投票

■指定施設等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の人は，施設の管理者に頼んでおくと，その施設で不在者投票をすることができます。

■他の市区町村での不在者投票

出張などで投票日まで他の市区町村に滞在する場合は，選挙管理委員会へ投票用紙等を請求すると，滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

※詳しくは，お問い合わせください。